

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月23日 神戸地方法務局加古川支局 登記官 森崎国利
記

- 1 手続番号
第1420—2025—0002号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
兵庫県高砂市北濱町北脇字原山567番